

令和4年度 随意契約一覧表(土木部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	総務交通室	自転車等放置防止指導業務	地下鉄江坂駅周辺における自転車等の放置の防止及び指導	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで (令和4年4月1日)	大阪府吹田市広芝町10番 3号 特定非営利活動法人吹 田・江坂ビジョン21	10,610,600円	平成22年12月14日付で、本市と江坂駅西地区交通環境改善協議 会が締結した「江坂駅西地区の環境向上を目指す協定」第4条にお いて、同協議会が放置自転車等防止のための啓発を行うものとされ ており、協議会内において左記啓発は同協議会構成団体の1つであ る(特非)吹田・江坂ビジョン21が行うものと規定されているため随意 契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)【物品・ 委託役務関係業務】「エ 住民や地域団体等と協働で行う事業の推 進のため、特定の者を契約の相手とする場合」に該当)
2	総務交通室	阪急南千里駅前西第1自転 車駐車場地下機械式駐輪装 置保守点検等業務	阪急南千里駅前西第1 自転車駐車場の地下機 械式駐輪装置(エコサイ クル)の保守点検及び 電話サポート	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで (令和4年4月1日)	高知県高知市布師田3948 番地1 株式会社技研製作所	11,213,180円	本業務の実施には、阪急南千里駅前西第1自転車駐車場地下機械 式駐輪装置の製造及び施工業者である(株)技研製作所の経験及び 知識が不可欠であることから競争性がないため随意契約するもの です。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・ 委託役務関係業務】「カ 特定の者でなければ役務を提供するこ とができないとき」に該当)
3	総務交通室	JR吹田駅前ES保守点検業 務(JR吹田-5・6)	昇降機保守点検業務	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで (令和4年4月1日)	大阪府大阪市中央区城見 2丁目1番61号 日本オーチス・エレベータ 株式会社 西日本支社	4,414,080円	日本オーチス・エレベータ(株)は、本件設備の施工業者であり、同 設備の構造等について熟知しており、本業務の実施には、利用者の 安全確保の観点から、対象設備の構造や使用部品等に関する知識 と故障等の事故が発生した際に、速やかな対応が求められるため 随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・ 委託役務関係業務】「カ 特定の者でなければ役務を提供するこ とができないとき」に該当)
4	総務交通室	JR吹田駅前ほかEV保守点 検業務(JR吹田-3・4・南千 里-1)	昇降機保守点検業務	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで (令和4年4月1日)	大阪府大阪市北区芝田1 丁目4番8号 三菱電機ビルテクノサー ビス株式会社 関西支社	4,358,640円	本件設備は三菱電機(株)が製造、施工しており、同社製品の保守・ 点検業務は三菱電機ビルテクノサービス(株)が行っています。同社 は同設備の構造等について熟知しており、本業務の実施には、利用 者の安全確保の観点から、対象設備の構造や使用部品等に関する 知識と故障等の事故が発生した際に、速やかな対応が求められる ため随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・ 委託役務関係業務】「カ 特定の者でなければ役務を提供するこ とができないとき」に該当)

令和4年度 随意契約一覧表(土木部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
5	総務交通室	阪急吹田駅前EV保守点検業務(阪急吹田-1・2)	昇降機保守点検業務	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで (令和4年4月1日)	大阪府大阪市北区芝田1 丁目4番8号 三菱電機ビルテクノサ ビス株式会社 関西支社	3,002,340円	本件設備は三菱電機(株)が製造、施工しており、同社製品の保守・点検業務は三菱電機ビルテクノサービス(株)が行っています。同社は同設備の構造等について熟知しており、本業務の実施には、利用者の安全確保の観点から、対象設備の構造や使用部品等に関する知識と故障等の事故が発生した際に、速やかな対応が求められるため随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】「カ 特定の者でなければ役務を提供することができないとき」に該当)
6	総務交通室	JR岸辺駅前EV・ES保守点検業務(岸辺-1・2・3・4・5・6・7)	昇降機保守点検業務	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで (令和4年4月1日)	大阪府大阪市北区芝田1 丁目4番8号 三菱電機ビルテクノサ ビス株式会社 関西支社	12,513,600円	本件設備は三菱電機(株)が製造、施工しており、同社製品の保守・点検業務は三菱電機ビルテクノサービス(株)が行っています。同社は同設備の構造等について熟知しており、本業務の実施には、利用者の安全確保の観点から、対象設備の構造や使用部品等に関する知識と故障等の事故が発生した際に、速やかな対応が求められるため随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】「カ 特定の者でなければ役務を提供することができないとき」に該当)
7	総務交通室	江坂駅前中央自転車駐車場自動管理ゲートシステム保守点検等業務	江坂駅前中央自転車駐車場自動管理ゲートシステムに関する保守点検業務及び電話サポート業務	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで (令和4年4月1日)	大阪府大阪市北区梅田1 丁目2番地2 東海技研(株)大阪営業所	3,049,200円	本業務は江坂駅前中央自転車駐車場自動管理ゲートシステムの製造及び施工業者である東海技研(株)大阪営業所の経験及び知識がなければ実施できないため随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】「カ 特定の者でなければ役務を提供することができないとき」に該当)
8	総務交通室	吹田市花とみどりの情報センター管理業務	吹田市花とみどりの情報センターの管理業務	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで (令和4年4月1日)	大阪府大阪市西区江戸堀 1丁目8番14号 (株)日比谷アメニス大阪 支店	25,564,000円	本業務は吹田市花とみどりの情報センター条例に基づき、株式会社日比谷アメニス指定管理者として指定し、令和2年10月23日に「吹田市花とみどりの情報センターの管理に関する基本協定書」を締結しているため。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 イ 法律文書により特定の相手方と契約を締結することが義務付けられているとき。

令和4年度 随意契約一覧表(土木部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
9	総務交通室	路面清掃業務(4月～5月分)	路面の清掃業務	令和4年4月1日から 令和4年5月31日まで (令和4年4月1日)	大阪府高槻市上田辺町19番8号 都市クリエイト株式会社	2,642,283円	本業務は、市管理道路の機能維持、美観保持さらに交通災害等の予防等を目的として、年間を通じて実施しており、4月1日以降も継続して実施が必要な業務です。令和3年度の業務実施に伴い、制限付一般競争入札を執行するため、入札準備期間として必要となる令和3年4月～5月の2か月間について、前年度の契約相手方である都市クリエイト株式会社と、前年度と同一条件において契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン5令第167条の2第1項第2号(2)キ②入札準備のために年度当初の当該入札に必要と認められる期間について前年度の契約の相手方と契約する場合に該当)
10	総務交通室	総合的自転車対策業務	市内の放置自転車をなくすことを目的に、放置防止指導業務、移送業務、保管返還業務や、各自転車駐車場の管理業務、自転車コールセンター業務等の自転車対策関連事業を総合的に実施	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで (令和4年4月1日)	大阪府吹田市千里山松が丘26番23号 公益社団法人吹田市シルバー人材センター	388,312,100円	本業務は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する団体である(公社)吹田市シルバー人材センターと吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)
11	総務交通室	岸辺駅前花壇ほか草花植付業務	草花植付業務	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで (令和4年4月1日)	大阪府吹田市昭和町10番20号 一般社団法人吹田市障がい者の働く場事業団	7,975,000円	(一社)吹田市障がい者の働く場事業団は、吹田市内の障がい者団体が集まって作られた事業団です。当団体は、「吹田市障がい者支援施設等認定団体」として認定を受けており、国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律第9条第1項により作成された吹田市障がい者就労施設等からの物品等優先調達推進方針により、優先調達の対象となる事業者です。 本業務の実施にあたっては、本業務施行範囲、履行期間などを鑑み、同団体に委託することが適当とし、吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)
12	総務交通室	北千里駅前花壇ほか草花植付業務	草花植付業務	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで (令和4年4月1日)	大阪府吹田市千里山松が丘26番23号 公益社団法人吹田市シルバー人材センター	4,739,900円	本業務は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する団体である(公社)吹田市シルバー人材センターと吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)

令和4年度 随意契約一覧表(土木部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
13	総務交通室	地下道・歩道橋等人力清掃業務	清掃業務	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで (令和4年4月1日)	大阪府吹田市千里山松が 丘26番23号 公益社団法人吹田市シル バー人材センター	17,829,900円	本業務は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する団体である(公社)吹田市シルバー人材センターと吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)
14	総務交通室	緑の遊歩道歩道清掃業務	清掃業務	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで (令和4年4月1日)	大阪府吹田市昭和町10番 20号 一般社団法人吹田市障が い者の働く場事業団	3,200,000円	(一社)吹田市障がい者の働く場事業団は、吹田市内の障がい者団体が集まって作られた事業団です。当団体は、「吹田市障がい者支援施設等認定団体」として認定を受けており、国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第9条第1項により作成された吹田市障がい者就労施設等からの物品等優先調達推進方針により、優先調達の対象となる事業者です。 本業務の実施にあたっては、本業務施行範囲、履行期間などを鑑み、同団体に委託することが適当とし、吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)
15	総務交通室	正雀川緑道歩道清掃業務	清掃業務	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで (令和4年4月1日)	大阪府吹田市千里山松が 丘26番23号 公益社団法人吹田市シル バー人材センター	575,300円	本業務は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する団体である(公社)吹田市シルバー人材センターと吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)
16	総務交通室	千里南公園ほか草花植付業務	市が所管する公園花壇等の草花植付・配布及び維持管理業務	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで (令和4年4月1日)	大阪府吹田市千里山松が 丘26番23号 公益社団法人吹田市シル バー人材センター	10,395,000円	本業務は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する団体である(公社)吹田市シルバー人材センターと吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)

令和4年度 随意契約一覧表(土木部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
17	総務交通室	苗圃管理業務	佐竹台1丁目地内の南苗圃の維持管理業務	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで (令和4年4月1日)	大阪府吹田市千里山松が丘26番23号 公益社団法人吹田市シルバー人材センター	2,130,700円	本業務は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する団体である(公社)吹田市シルバー人材センターと吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)
18	総務交通室	公園等清掃業務	公園内の清掃作業	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで (令和4年4月1日)	大阪府吹田市千里山松が丘26番23号 公益社団法人吹田市シルバー人材センター	20,740,500円	本業務は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する団体である(公社)吹田市シルバー人材センターと吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)
19	総務交通室	南吹田公園管理事務所管理業務	南吹田公園及び集会所の管理業務	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで (令和4年4月1日)	大阪府吹田市千里山松が丘26番23号 公益社団法人吹田市シルバー人材センター	3,614,600円	本業務は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する団体である(公社)吹田市シルバー人材センターと吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)
20	総務交通室	片山公園バラ管理業務	バラ管理	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで (令和4年4月1日)	大阪府吹田市千里山松が丘26番23号 公益社団法人吹田市シルバー人材センター	1,342,000円	本業務は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する団体である(公社)吹田市シルバー人材センターと吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)

令和4年度 随意契約一覧表(土木部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
21	総務交通室	山田西公園ほかトイレ清掃業務	市内公園トイレ清掃業務	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで (令和4年4月1日)	大阪府吹田市昭和町10番20号 一般社団法人吹田市障がい者の働く場事業団	2,206,160円	(一社)吹田市障がい者の働く場事業団は、吹田市内の障がい者団体が集まって作られた事業団です。当団体は、「吹田市障がい者支援施設等認定団体」として認定を受けており、国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達等の推進に関する法律第9条第1項により作成された吹田市障がい者就労施設等からの物品等優先調達推進方針により、優先調達の対象となる事業者です。本業務の実施にあたっては、本業務施行範囲、履行期間などを鑑み、同団体に委託することが適当とし、吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。(吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)
22	総務交通室	健都レールサイド公園芝生管理業務	岸部新町地内の芝生の管理等	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで (令和4年4月1日)	大阪府大阪市中央区北浜4-1-23 ミズノスポーツサービス株式会社	8,038,030円	業務場所が健都パークライフ創造パートナーズの指定管理区域内であり、当該芝生管理業務は指定管理業務と密接な関連性を有する業務であることから、現地に駐在している指定管理者が履行することで、効率的な維持管理ができるものと認められるため、指定管理者の代表法人であるミズノスポーツサービス(株)と随意契約するものです。(吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第6号既に締結されている別の契約の業務と密接な関連性を有する業務を内容とする契約で、当該別の契約の受注者に履行される方がより効率的であり、経費面で有利なものであるときに該当。)
23	総務交通室	路線調書更新業務	現況調査 道路台帳修正 道路現況調書作成 電算機集計業務	令和4年4月28日から 令和5年3月31日まで (令和4年4月28日)	大阪市浪速区湊町1丁目2番3号 株式会社パスコ 大阪第一支店	7,973,900円	本業務は、市道の認定・廃止に伴う道路管理システムの更新修正を行うものです。道路管理システムは、株式会社パスコが独自に開発したコンピュータシステムを採用しており、更新作業を行うことは知識及び技術的な面から他社が行うことは不可能なため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約するものです。(吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】「カ 特定の者でなければ役務を提供することができないとき」に該当)
24	道路室	市内街路灯に係る電気の供給契約	市内街路灯において使用する電気の供給	令和4年4月1日から 令和4年4月30日まで (令和4年4月1日)	大阪市北区中之島3丁目6番16号 関西電力株式会社	6,860,496円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため随意契約するものです。(吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)

令和4年度 随意契約一覧表(土木部)

5月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	道路室	道路等施設補修工事(狭小指示第3号)	道路用地寄附に伴う道路拡幅工事	令和4年5月2日から 令和4年5月31日まで (令和4年5月2日)	吹田市原町1丁目4番13号 エフワイ土木株式会社	3,092,269円	令和4年4月1日に締結したあらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく個別の契約のため随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】エあらかじめ基本となる事項を定めた契約に基づき個別契約を締結するときに該当)
2	道路室	市内街路灯に係る電気の供給契約	市内街路灯において使用する電気の供給	令和4年5月1日から 令和4年5月31日まで (令和4年5月1日)	大阪市北区中之島3丁目6番16号 関西電力株式会社	6,790,353円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため随意契約するものです。(吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)

令和4年度 随意契約一覧表(土木部)

6月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	総務交通室	緑の遊歩道(区画1)除草業務	除草業務	令和4年6月9日から 令和4年12月16日まで (令和4年6月9日)	大阪府吹田市千里山松が 丘26番23号 公益社団法人吹田市シル バー人材センター	2,769,800円	本業務は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する団体である(公社)吹田市シルバー人材センターと吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)
2	総務交通室	緑の遊歩道(区画4)除草業務	除草業務	令和4年6月10日から 令和4年12月16日まで (令和4年6月10日)	大阪府吹田市千里山松が 丘26番23号 公益社団法人吹田市シル バー人材センター	3,403,400円	本業務は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する団体である(公社)吹田市シルバー人材センターと吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)
3	総務交通室	千里南公園ほか梅の木管理業務	樹木維持管理業務	令和4年6月20日から 令和5年2月28日まで (令和4年6月20日)	大阪府吹田市千里山松が 丘26番23号 公益社団法人吹田市シル バー人材センター	594,000	本業務は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する団体である(公社)吹田市シルバー人材センターと吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)
4	総務交通室	片山北ふれあい公園ほか除草業務	除草業務	令和4年6月1日から 令和4年11月8日まで (令和4年6月1日)	大阪府吹田市千里山松が 丘26番23号 公益社団法人吹田市シル バー人材センター	10,021,000円	本業務は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する団体である(公社)吹田市シルバー人材センターと吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)

令和4年度 随意契約一覧表(土木部)

6月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
5	総務交通室	神崎新田公園ほか除草業務	除草業務	令和4年6月1日から 令和4年11月8日まで (令和4年6月1日)	大阪府吹田市昭和町10番 20号 一般社団法人吹田市障がい者の働く場事業団	3,894,000円	(一社)吹田市障がい者の働く場事業団は、吹田市内の障がい者団体が集まって作られた事業団です。当団体は、「吹田市障がい者支援施設等認定団体」として認定を受けており、国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律第9条第1項により作成された吹田市障がい者就労施設等からの物品等優先調達推進方針により、優先調達の対象となる事業者です。 本業務の実施にあたっては、本業務施工範囲、履行期間などを鑑み、同団体に委託することが適当とし、吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)
6	総務交通室	吹田市南千里庁舎 吸収冷温水機修繕業務	修繕業務	令和4年6月21日から 令和4年6月30日まで (令和4年6月21日)	大阪府吹田市江坂町2丁目11番30号	664,400円	吸収冷温水機の故障により南千里調査4階の空調がつかない状態となり、職員の健康面に影響を及ぼす可能性があるため、至急修繕の必要があります。相手方は令和4年度南千里庁舎冷暖房機器点検業務の受注業者であり、吹田市南千里庁舎の空調設備について熟知していることから、今回の不具合についても迅速な対応が可能です。そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により単独随意契約をするものです。(吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第5号「緊急の必要により競争入札に付することができないときに該当」)
7	道路室	市内街路灯に係る電気の供給契約	市内街路灯において使用する電気の供給	令和4年6月1日から 令和4年6月30日まで (令和4年6月1日)	大阪市北区中之島3丁目6番16号 関西電力株式会社	6,637,009円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため随意契約するものです。(吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)

令和4年度 随意契約一覧表(土木部)

7月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	総務交通室	道路台帳管理システム(窓口閲覧用)データ更新業務	道路台帳項目データ修正 道路境界確定図等データ整理及び加工作業	令和4年7月20日から 令和5年3月31日まで (令和4年7月20日)	大阪市浪速区湊町1丁目2番3号 株式会社パスコ	12,523,500円	本業務でデータ更新等を行う道路台帳管理システムは、株式会社パスコが独自に開発したコンピュータシステムを採用しており、本業務の作業を他社が行うことは知識及び技術的な面で不可能であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、開発・導入業者である株式会社パスコと単独随意契約するものです。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号の【物品・委託役務関係業務】カ 特定の者でなければ役務を提供することができないとき。①著作権を有する者又は運用上、開発と密接な知識を有する者と締結する情報システムの運用・保守業務の委託契約に該当)
2	総務交通室	都市計画道路千里丘朝日が丘線 支障物件調査業務(再算定(その1)及び追加調査(その1))	用地取得に係る物件の移転等について必要な補償費用の算定	令和4年7月26日から 令和5年3月31日まで (令和4年7月26日)	大阪府大阪市中央区内本町1丁目2番14号 株式会社信栄補償設計	12,023,000円	契約予定業者の株式会社信栄補償設計は、令和2年度に執行した「都市計画道路千里丘朝日が丘線支障物件調査業務」を受注し、本業務の対象である物件等の状況や移転補償の内容等について熟知しており、過年度での調査内容と本業務の調査内容との均衡性を確保できること、また、随意契約することにより一部の作業が省略できることから、経済的かつ効率的な業務の遂行が可能となります。以上のことから地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により単独随意契約とするものです。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第6号の【物品・委託役務関係業務】(2) 既に締結されている別の契約の業務と密接な関連性を有する業務を内容とする契約で、当該別の契約の受注者に履行させる方がより効率的であり、経費面で有利なものであるときに該当)
3	総務交通室	佐井寺西土地区画整理事業に係る支障物件調査業務(再算定)	換地移転等に係る補償金額の再算定	令和4年7月20日から 令和5年3月31日まで (令和4年7月20日)	大阪府大阪市中央区本町1丁目8番12号 公益財団法人大阪府都市整備推進センター	3,831,300円	本業務は、新たな調査を行うことなく過年度の調査算定結果を元に行うものとなります。過年度の契約業務と密接な関係性を有していることから、随意契約とすることで業務内容の確認や照査、現地踏査等の作業を省略することができ、効率的かつ経費面でも有利となるため、単独随意契約するものです。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第6号の【物品・委託役務関係業務】(2) 既に締結されている別の契約の業務と密接な関連性を有する業務を内容とする契約で、当該別の契約の受注者に履行させる方がより効率的であり、経費面で有利なものであるときに該当)
4	道路室	市内街路灯に係る電気の供給契約	市内街路灯において使用する電気の供給	令和4年7月1日から 令和4年7月31日まで (令和4年7月1日)	大阪市北区中之島3丁目6番16号 関西電力株式会社	6,696,483円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため随意契約するものです。(吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)

令和4年度 随意契約一覧表(土木部)

8月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	道路室	市内街路灯に係る電気の供給契約	市内街路灯において使用する電気の供給	令和4年8月1日から 令和4年8月31日まで (令和4年8月1日)	大阪市北区中之島3丁目6番16号 関西電力株式会社	6,684,526円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため随意契約するものです。(吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)

令和4年度 随意契約一覧表(土木部)

9月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	道路室	道路等施設補修工事(狭小指示第12号)	道路用地寄附に伴う道路拡幅工事	令和4年9月26日から 令和4年11月11日まで (令和4年9月26日)	吹田市金田町5番10号 株式会社関根工務店	4,024,202円	令和4年6月1日に締結したあらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく個別の契約のため随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】エあらかじめ基本となる事項を定めた契約に基づき個別契約を締結するときに該当)
2	道路室	市内街路灯に係る電気の供給契約	市内街路灯において使用する電気の供給	令和4年9月1日から 令和4年9月30日まで (令和4年9月1日)	大阪市北区中之島3丁目6番16号 関西電力株式会社	6,782,259円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため随意契約するものです。(吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)

令和4年度 随意契約一覧表(土木部)

10月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	総務交通室	青山公園ほか園内落葉清掃業務	園内落葉清掃	令和 4年10月25日から 令和 5年 1月12日まで (令和 4年10月25日)	大阪府吹田市千里山松が 丘26番23号 公益社団法人 吹田市シ ルバー人材センター	1,232,000円	本業務は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する団体である公益社団法人 吹田市シルバー人材センターと吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により、随意契約するものです。(吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号障がい者支援施設等からの物品の買入れや役務の提供に相当)
2	総務交通室	あじさい公園ほか園内落葉清掃業務	園内落葉清掃	令和 4年10月25日から 令和 5年 1月12日まで (令和 4年10月25日)	大阪府吹田市昭和町10 番20号 一般社団法人吹田市障が い者の働く場事業団	1,012,000円	本業務は、障害者自立支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う施設である一般社団法人吹田市障がい者の働く場事業団と吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により、随意契約するものです。(吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号障がい者支援施設等からの物品の買入れや役務の提供に相当)
3	総務交通室	佐井寺西土地区画整理事業に係る調査業務(その5)	測量・事業管理支援・ 土地の利用履歴調査修 正・事業計画書等変更	令和 4年10月 7日から 令和 5年 3月31日まで (令和 4年10月 7日)	大阪府大阪市中央区本町 1丁目8番12号 公益財団法人大阪府都市 整備推進センター	11,880,000円	本業務は、これまでの業務内容を基に事業計画の見直しの検討や、事業費の管理、事業区域の確定を行う地区内外分筆等の測量業務や必要な書類の作成等を行い、事業の推進を図るものです。事業の実施に際しては、地元調整ならびに、これまでの経過や進捗状況との調整が大いに必要となることから、これまで継続して事業計画策定業務にかかわってきた受託者である、公益財団法人大阪府都市整備推進センターに実施させることで効率的で効果的な業務遂行が可能となります。また、本受託者は、本市のこれまでの業務を誠実に遂行していることに加え、既に締結されている過去の契約の業務と密接な関連性を有する業務であり、当該別の契約の受注者に履行させる方がより効率的であり、経費面で有利なものであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定に基づき随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第6号競争入札に付することが不利と認められるとき【物品・委託役務関係業務】【測量・建設コンサルタント等業務】(2)に該当)

令和4年度 随意契約一覧表(土木部)

10月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
4	道路室	道路等施設補修工事(狭小指示第12号)(変更分)	道路用地寄附に伴う道路拡幅工事	令和4年9月26日から 令和4年12月9日まで (令和4年9月26日) 変更契約締結日 (令和4年10月28日)	吹田市金田町5番10号 株式会社関根工務店	4,024,202円	令和4年6月1日に締結したあらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく個別の契約のため随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】エあらかじめ基本となる事項を定めた契約に基づき個別契約を締結するときに該当)
5	道路室	市内街路灯に係る電気の供給契約	市内街路灯において使用する電気の供給	令和4年10月1日から 令和4年10月31日まで (令和4年10月1日)	大阪市北区中之島3丁目6番16号 関西電力株式会社	6,825,606円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため随意契約するものです。(吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)

令和4年度 随意契約一覧表(土木部)

11月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	道路室	市内街路灯に係る電気の供給契約	市内街路灯において使用する電気の供給	令和4年11月1日から 令和4年11月30日まで (令和4年11月1日)	大阪市北区中之島3丁目6番16号 関西電力株式会社	6,824,376円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため随意契約するものです。(吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)

令和4年度 随意契約一覧表(土木部)

12月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	道路室	市内街路灯に係る電気の供給契約	市内街路灯において使用する電気の供給	令和4年12月1日から 令和4年12月31日まで (令和4年12月1日)	大阪市北区中之島3丁目6 番16号 関西電力株式会社	6,845,388円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため随意契約するものです。(吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)

令和4年度 随意契約一覧表(土木部)

1月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	道路室	道路等施設補修工事(狭小指示第19号)(変更分)	道路用地寄附に伴う道路拡幅工事	令和4年12月5日から 令和5年3月20日まで (令和4年12月5日) 変更契約締結日 (令和5年1月18日)	吹田市金田町5番10号 株式会社関根工務店	3,533,132円	令和4年6月1日に締結したあらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく個別の契約のため随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】エあらかじめ基本となる事項を定めた契約に基づき個別契約を締結するときに該当)
2	道路室	市内街路灯に係る電気の供給契約	市内街路灯において使用する電気の供給	令和5年1月1日から 令和5年1月31日まで (令和5年1月1日)	大阪市北区中之島3丁目6番16号 関西電力株式会社	6,999,992円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため随意契約するものです。(吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)

令和4年度 随意契約一覧表(土木部)

2月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	道路室	道路等施設補修工事(狭小指示第27号)	道路用地寄附に伴う道路拡幅工事	令和5年2月8日から 令和5年3月31日まで (令和5年2月8日)	吹田市金田町5番10号 株式会社関根工務店	3,843,695円	令和4年6月1日に締結したあらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく個別の契約のため随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】エあらかじめ基本となる事項を定めた契約に基づき個別契約を締結するときに該当)
2	道路室	舗装等補修工事(北部)(グリーンウォーク北部-4)	歩道のない市道に設けられている路側帯に係る塗装工事	令和5年2月27日から 令和5年3月31日まで (令和5年2月27日)	吹田市南正雀1丁目24番35号 吹田土木興業株式会社	2,595,403円	令和4年6月1日に締結したあらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく個別の契約のため随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】エあらかじめ基本となる事項を定めた契約に基づき個別契約を締結するときに該当)
3	道路室	市内街路灯に係る電気の供給契約	市内街路灯において使用する電気の供給	令和5年2月1日から 令和5年2月28日まで (令和5年2月1日)	大阪市北区中之島3丁目6番16号 関西電力株式会社	4,552,939円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため随意契約するものです。(吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)